

退職者医療制度

現在、国民健康保険に加入しており、長年会社や役所等に勤めていて年金を受けている70歳未満の人およびその家族は、「退職者医療制度」に移行されます。

どんな給付が うけられるか

退職者医療制度で診療を受ける場合には、次のような給付が受けられます。

退職者本人 かつた医療費の8割（自己負担2割）
扶養家族 外来受診17割（自己負担3割）
入院 8割（自己負担2割）

どんな人が 加入するのか

①国民健康保険の加入者で、厚生年金、船員保険あるいは各種共済組合から老齢（退職）年金を受けている被用者年金受給者。
②40歳以降に上記の被用者年金に加入し、その期間が10年以上ある通算老齢年金を受けている人。
③被保険者本人の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある人も含む）三親等以内の親族で、被用者保険本人と同世帯で、主として被保険者本人により生計を維持している人（ただし、年間収入が百万円以上ある人は被扶養者にはなりません）

固定資産税課税台帳縦覧期間
4月1日～4月20日
場所 役場税務課

請求期限が迫っています

6月13日

戦没者遺族特別弔慰金

支給の方法

特別弔慰金は、戦没者1人に対して、額面30万円の国債で支給され、昭和61年から昭和70年までの10年間にわたって毎年3万円ずつ償還されます。

支給の条件

特別弔慰金をうけることができるのは、満州事変（昭和6年9月18日）以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか。

特別弔慰金は、戦後40周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族の方々に対して、弔慰の意を表すために支給されるものです。

この請求期限が迫っていますので、該当する方は、次のことに注意して早目に請求してください。

支給の対象者

1日現在において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合です。

特別弔慰金をうけることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の方お1人に限ります。

- (1) 昭和60年4月1日までに弔慰金（遺族国庫債券）を受けた方
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者と生計を共にし

請求の期限

請求の期限は、昭和63年6月13日です。期限までに請求しませんと支給できなくなり、請求用紙は福祉保健課に備えてあります。他に戸籍抄本等も必要になりますが、支給条件、支給順位など、詳しいことは福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

いた①父母 ②孫 ③祖母 ④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により昭和60年4月1日に氏がかわっている方は除かれます）
(4) (3)以外の①父母 ②孫 ③祖父 ④兄弟姉妹 ⑤その他三親等内の親族（戦没者死亡まで引き続いて1年以上生計を共にしていた方に限ります）
なお、昭和60年6月14日以降にすでに請求された方及び同順位の遺族として請求に同意された方は、請求しても重ねて受けることができませんので、くれぐれもご注意ください。